

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成23年10月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、原発事故と廃業との間に因果関係を認め、平成27年2月分までの逸失利益及び3年分の廃業損害の賠償がされ、申立会社の代表者である申立人について、申立人が借地上に建てていた申立会社の本社兼工場の解体費用等の一部が追加的費用として賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X1（以下「申立人X1」という。）及び申立人X2（以下、申立人X1及び申立人X2を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解契約の範囲

- (1) 申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目 (ア) 営業損害（逸失利益）

(期間：平成27年1月1日乃至同年2月28日)

(イ) 廃業損害

(ウ) (ア) 及び (イ) に係る弁護士費用

- (2) 申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目 (エ) 原状回復費用

(オ) (エ) に係る弁護士費用

### 2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X1に対し、第1項(1)所定の損害項目に対する和解金として、金1467万円の支払義務があることを認める。

(内訳) (ア) 営業損害（逸失利益） 264万円

(イ) 廃業損害 1160万円

(ウ) (ア) 及び (イ) に係る弁護士費用 43万円

- (2) 被申立人は、申立人X2に対し、第1項(2)所定の損害項目に対する和解金として、金309万円の支払義務があることを認める。

(内訳) (エ) 原状回復費用 300万円

(オ) (エ) に係る弁護士費用 9万円

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して、別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を3通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人X1が1通を、申立人X2が1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年12月3日

(仲介委員 出井直樹)